

政令第二百八十六号

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において読み替えて準用する同法第二十六条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第六項」に改め、「第二十六条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

附 則

この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。